

## 八尾市水道局建設工事成績評定通知実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「八尾市水道局建設工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第6条及び第7条に規定する工事成績評定の通知に関する事項を定める。

### (評定点等の通知)

第2条 八尾市水道事業管理者は、評定者から工事成績報告書等の提出がなされたときは、当該工事の受注者に評定点を別紙「工事成績評定通知書」（成績様式-1）により速やかに通知するものとする。

### (評定点等の再通知)

第3条 八尾市水道事業管理者は、評定要領第7条第1項の規定による修正を行った報告書の提出があったときは、当該工事の受注者に修正後の評定点を別紙「工事成績評定通知書（再通知）」（成績様式-4）により通知するものとする。

### (説明請求)

第4条 第2条又は第3条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を除く。）以内に書面により、八尾市水道事業管理者に評定点について説明を求めることができるものとする。

### (説明請求の提出先)

第5条 前条の書面の提出先は、水道技術管理者とする。ただし、第2条による通知に対する説明請求の場合で、八尾市水道局建設工事検査要綱第7条第3項に該当する工事については、当該工事主管課長とする。

### (説明請求に対する回答)

第6条 八尾市水道事業管理者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、別紙「工事成績評定に係る説明書」（成績様式-2）により速やかに回答するものとする。

2 八尾市水道事業管理者は、前項の回答をする場合、八尾市水道局工事等発注入札審査委員会設置要綱に定める委員会に意見を求めることができる。

3 八尾市水道事業管理者は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答した書面を速やかに公表するものとする。

### (再説明請求)

第7条 前条の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日（閉庁日を除く。）以内に書面により、八尾市水道事業管理者に対して、再説明を求めることができる。

### (再説明請求の提出先)

第8条 前条の書面の提出先は、水道技術管理者とする。

### (再説明請求に対する回答)

第9条 八尾市水道事業管理者は、第6条及び第7条の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、別紙「工事成績評定に係る再説明書」（成績様式-3）により回答するものとする。

- 2 八尾市水道事業管理者は、前項の回答をする場合は、八尾市水道局工事等発注入札審査委員会の審議を経て回答するものとする。
- 3 八尾市水道事業管理者は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答した書面を速やかに公表するものとする。

#### 附 則

1. この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
3. この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
4. この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(成績様式-1)

八水施第 号  
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇 様

八尾市水道事業管理者

### 工事成績評定通知書

下記の工事について、八尾市水道局建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に不服があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を除く）以内に、当職に対して、その旨を付した書面により説明を求められます。

#### 記

1 工事名

2 工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

3 完成検査日 令和 年 月 日

4 成績評定 評定点 点（項目別評定点は、別表1のとおり）

5 提出先 〒581-0007 八尾市光南町一丁目4番30号 八尾市水道局 施設整備課

(別表-1)

項目別評定書

評価項目	細別	評定点/満点
1 施工体制	I 施工体制一般	/ 3.3 点
	II 配置技術者	/ 4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	/ 13.0 点
	II 工程管理	/ 8.1 点
	III 安全対策	/ 8.8 点
	IV 対外関係	/ 3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ 14.9 点
	II 品質	/ 17.4 点
	III 出来ばえ	/ 8.5 点
4 工事特性	I 施工条件への対応	/ 7.3 点
5 創意工夫	I 創意工夫	/ 5.7 点
6 社会性等	I 地域への貢献等	/ 5.2 点
評 定 点 計		/ 100.0 点
7 法令遵守等 (減点のみ)		/ 点
評 定 点 合 計		/ 100 点

(成績様式-2)

八水施第 号  
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇 様

八尾市水道事業管理者

### 工事成績評定に係る説明書（回答）

令和〇〇年〇月〇日付けで説明の請求があった評定内容について、別紙のとおり回答します。

なお、本説明書に不服があるときは、当局に対してその旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（閉庁日を除く。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

#### 記

- 1 工事名
- 2 説明請求に対する回答 別紙のとおり
- 3 提出先 〒581-0007 八尾市光南町一丁目4番30号 八尾市水道局 施設整備課

(成績様式-3)

八水施第 号  
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇 様

八尾市水道事業管理者

### 工事成績評定に係る再説明書（回答）

令和〇〇年〇月〇日付けで再説明の請求があった評定内容について、別紙のとおり回答します。

#### 記

- 1 工事名
- 2 再説明請求に対する回答 別紙のとおり

(成績様式-4)

八水施第 号  
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇 様

八尾市水道事業管理者

### 工事成績評定通知書（再通知）

令和〇〇年〇月〇日付け八水施第〇〇号において、工事成績評定通知を行いました。次のとおり、工事成績評定を修正しましたので通知します。

なお、評定の結果に不服があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を除く）以内に、当職に対して、その旨を付した書面により説明を求められます。

#### 記

- 1 工事名
- 2 工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
- 3 成績評定結果 修正前：評定点 点 修正後：評定点 点  
(修正後の項目別評定点は、別表1のとおり)
- 4 提出先 〒581-0007 八尾市光南町一丁目4番30号 八尾市水道局 施設整備課
- 5 修正理由